

令和5年4月1日より、文部科学省はこども家庭庁とともに、各学校又は学校の設置者が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行い、運用改善を図る等の取組を行うこととしています。このため、各学校及び学校の設置者におかれましては、いじめ重大事態の発生に関する報告、いじめ重大事態調査の開始に関する報告、いじめ重大事態調査報告書の提出に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和5年3月10日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第1号及び第2号に定めるいじめ重大事態（以下「重大事態」という。）については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和3年12月21日閣議決定）において、文部科学省及び、令和5年4月1日にこども政策の新たな司令塔として創設されるこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査（以下「重大事態調査」という。）における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策とともに講じることとされています。

具体的には、文部科学省では、重大事態の運用について助言等を行ういじめ・自殺等対策専門官を増員配置する等、体制整備の強化を予定しています。こども家庭庁においては、重大事態調査委員の確保が困難な場合等に、同庁が新たに設置するいじめ調査アドバイザーが、職能団体と連携して人材の紹介を行うといった第三者性確保等に関する助言体制の整備を予定しています。また、いじめには、背景として家庭環境に課題があるケースなど、学校のみでは根本的な解決が困難なものがあり、こども家庭庁や関係機関の所管府省と連携し対応に係る支援を行うことを予定しています。

あわせて、文部科学省及びこども家庭庁が連携して重大事態調査報告書等を

分析し、重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化に向けた検討を行うことを予定しています。

については、令和5年4月1日より、下記のとおり、文部科学省に対して、重大事態に関する報告・相談をお願いいたします。

文部科学省へ報告・相談する際、公立学校にあっては、都道府県教育委員会が、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会の管下の学校を含む管下の学校について報告・相談をお願いいたします。また、指定都市教育委員会は、管下の学校について報告・相談をお願いいたします。

私立学校にあっては、都道府県私立学校主管部課が所轄の学校について報告・相談をお願いいたします。

各国公立大学附属学校にあっては、各国公立大学法人担当課が設置する附属学校について報告・相談をお願いいたします。

株立学校にあっては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課が学校設置会社の設置する学校について報告・相談をお願いいたします。

文部科学省では、報告いただいた内容をこども家庭庁に共有するとともに、重大事態の対応に係る支援を行うため、必要な場合には関係府省にも共有いたします。

なお、文部科学省からは、原則として、上述の都道府県教育委員会等（都道府県・指定都市教育委員会、都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人担当課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課）に対して連絡を行いますが、必要に応じて、各学校設置者の担当者とも直接連絡させていただくことがありますので、予め御了承ください。

本件については、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

### 1. 重大事態に関する報告等について

以下（1）～（3）について文部科学省に対して所定の様式又は調査報告書をメール（[s-houkoku@mext.go.jp](mailto:s-houkoku@mext.go.jp)）で提出し報告をお願いいたします。なお、報告の際には、事案ごとに下記に示す割り振り方に従って必ず事案整理番号を振っていただくようお願いいたします。

所定の様式の提出に当たっては、添付の記載例に沿って記入いただくようお願いいたします。

なお、重大事態に至る前の事案についても、文部科学省又はこども家庭庁に対

して相談したい事項（法の解釈に迷うところがある、保護者と対立してしまい調整できない、重大事態調査委員が確保できない等）があれば、積極的に御相談ください。こども家庭庁のいじめ調査アドバイザーへの相談方法等については、体制の整備が整い次第、令和5年度のなるべく早い段階で、別途周知をします。

#### 【事案整理番号の割り振り方】

①国公私株立ごとの自治体コードの数字（別添1参照）②発生報告を行う西暦の下2桁と月日

（例1）北海道の公立学校で令和5年5月1日に重大事態の発生報告を行う場合は、事案整理番号は「101230501」となります。

（例2）青森県の私立学校で令和6年3月1日に重大事態の発生報告を行う場合は、事案整理番号は「202240301」となります。

### （1）重大事態の発生報告について（提出様式：様式1）

地方公共団体が設置する学校は、法第30条に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長（国立大学法人が設置する附属学校は、法第29条に基づき文部科学大臣に、公立大学法人が設置する附属学校は、法第30条の2に基づき当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長に、学校法人が設置する学校は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校は、当該学校を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長とする。以下まとめて「地方公共団体の長等」とする。）に報告することが義務付けられています。各学校は、学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等への発生報告を行った後、都道府県教育委員会等を通じて文部科学省に対して、速やかに、重大事態の概要や被害・加害児童生徒に関する情報、学校・学校の設置者等の対応状況等について、様式1により、報告いただきますようお願いいたします。なお、提出対象は、令和5年4月1日以降に学校が、地方公共団体の長等への発生報告を行った重大事態とします。

文部科学省及びこども家庭庁（いじめ調査アドバイザー）では、この報告を参考にしながら、都道府県教育委員会等を通じて学校及び学校の設置者に対して必要に応じて重大事態調査の運用改善に関する助言や調査委員の第三者性等に関する助言等を行います。

### （2）重大事態調査の開始報告について（提出様式：様式2）

（1）の報告後、重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、様式2により、報告いただくようお願いいたします。ただし、（1）の発生報告を行う時点で、重大事態調査の開始報告が可能な場合は、様式1と様式2を同時に提出いただいても構いません。なお、提出対象は、令和5年4月1日以降に学校等において地方公共団体の長等への発生報告を行った重大事態とします。

文部科学省及びこども家庭庁（いじめ調査アドバイザー）では、（１）及び（２）の報告内容を参考にしながら、都道府県教育委員会等を通じて学校及び学校の設置者に対して必要に応じて助言等を行います。具体的には、重大事態調査の運用改善に関する必要な助言等を行います。

### **（３）重大事態調査報告書等の提出について**

重大事態調査が終了し、調査組織から重大事態調査報告書を地方公共団体の長等へ提出した後、文部科学省に対し、当該重大事態調査報告書を提出いただくようお願いいたします。

なお、法に基づく地方公共団体の長等による再調査（以下「再調査」という。）が実施される場合、同様に、再調査の開始報告（様式２）を行い、再調査終了後に再調査報告書の提出をお願いいたします。

重大事態調査報告書及び再調査報告書（以下「報告書」という。）は、令和５年４月１日以降取りまとめられた報告書を文部科学省に提出いただくようお願いいたします。なお、提出いただく報告書は、重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化に向けた検討を行うために、公にしない前提で報告をお願いするものであり、公表版・概要版ではなく、報告書本体の写しを提出いただくことを想定しています。また、提出の際は、事案整理番号を報告書の表紙に記載いただくようお願いいたします。

提出いただいた報告書は、文部科学省及びこども家庭庁が連携して分析を行い、重大事態調査の運用の改善や、いじめ防止対策の強化など施策の検討に活用させていただくものであり、個別の報告書について評価を行うものではありません。

## **２．こども家庭庁に置かれるいじめ調査アドバイザーについて**

重大事態調査において、公平性・中立性を確保することが重要です。こども家庭庁では、いじめに係る学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として任命し、重大事態調査を行う自治体等からの直接の要請又は文部科学省を介した要請に応じて、「第三者性の確保」の観点から助言できるような体制を構築します。

具体的には、重大事態調査における委員人選の相談を受け付けることを想定しています。こども家庭庁のいじめ調査アドバイザーへの相談方法や開始時期等については、体制が整い次第、別途周知いたします。

## **３．その他**

### **（１）保有個人情報及び行政文書の取り扱いについて**

提出いただいた様式１、様式２（以下「様式」という。）は、文部科学省及びこども家庭庁が当該重大事態について必要な助言等を行う際の基礎資料として活用するものです。

また、報告書は、文部科学省及びこども家庭庁がいじめの現状を適切に把握・分析し、重大事態調査や再調査の運用改善や、いじめ防止対策の強化に向けた施策の検討に生かすことを目的としています。

これら以外の用途で用いることはありません。児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他児童生徒や関係者等に関する情報についても、事案の性質上必要な範囲で記載するようご留意ください。

文部科学省又はこども家庭庁に対し、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に基づく保有個人情報の開示請求があった場合には、個人情報保護法に基づいた対応を行う必要がありますので、予めご了承ください。また、文部科学省又はこども家庭庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づく行政文書の開示請求があった場合には、情報公開法に基づいた対応を行う必要がありますので、予め御了承ください。

様式及び報告書は、Box(ファイル共有サービス)上で、文部科学省からこども家庭庁に共有する予定です。また、文部科学省及びこども家庭庁においては、今般提出いただく様式及び報告書の保存期間は、様式及び報告書が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とします。

## (2) 文部科学省への重大事態の報告に関するオンライン説明会の開催について

文部科学省への重大事態の報告について、下記のとおりオンライン(Zoom)で説明を行う予定ですので積極的に御参加いただきますようお願いいたします。なお、参加に当たり事前登録は不要です。

【日時】※いずれかの日時に御参加ください。

- ・ 令和5年3月15日(水) 10:00~11:00
- ・ 令和5年3月16日(木) 10:00~11:00

【ミーティングリンク】

- ・ 以下参加対象者の担当課に後日メールで送付させていただきます。

【参加対象者】※下記以外の者は出席不可ですので御了承ください。

令和5年4月1日以降、文部科学省に対して報告書を提出いただく学校の設置者等(各都道府県指導事務主管課、各指定都市教育委員会指導事務主管課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課、附属学校を置く各公立大学法人担当課、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課)。

なお、入室可能なアカウントの数に上限があることから、各担当課におかれては、極力1アカウントでの入室に御協力いただけますと幸いです。

【参加に当たっての留意点】

- ・ 表示名は、【公立/私立/国立/株立\_\_自治体名(国立は学校名)】としてください。(例:【公立\_北海道】【私立\_青森県】【国立\_東京学芸大学附属】)
- ・ 基本的に、カメラはON、マイクはミュートとしてください。
- ・ 文部科学省の担当者から説明した後、質疑応答の時間をとる予定です。
- ・ 録画は御遠慮ください。なお、説明動画については、後日、YouTube上に限定公開する予定です。

提出先：児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係  
Email:s-houkoku@mext.go.jp  
電話：03-6734-3298(直通)